

11. 日本人一流柔道選手のアンチ・ドーピングに対する意識とドーピング違反行為防止のための再教育の重要性について (第2報)

神奈川工科大学	渡邊 紳一
小田原循環器病院	海老根東雄
小田原循環器病院	露木 和夫
国立がんセンター東病院	大江裕一郎
小田原循環器病院	大関 泰宏
せと山荘クリニック	穴井 芳恵
帝京平成大学	砂川 憲彦

(キーワード) 柔道、アンチ・ドーピング、意識調査

11. Anti-doping awareness among top Japanese judo athletes and the importance of re-education to prevent doping violation (The second report)

Shin-ichi Watanabe	(Kanagawa Institute of Technology)
Kunio Ebine	(Odawara Cardiovascular Hospital)
Kazuo Tsuyuki	(Odawara Cardiovascular Hospital)
Yuichiro Ohe	(National Cancer Center Hospital East)
Yasuhiro Ohzeki	(Odawara Cardiovascular Hospital)
Yoshie Anai	(Seto-Sanso Clinic)
Norihiko Sunagawa	(Teikyo Heisei University)

Key words : Judo, Anti-doping, Attitude survey

Abstract

To acquire basic data for anti-doping education of junior judo athletes, we conducted a survey on anti-doping awareness among the 37 judo athletes who were instructed to receive a doping test and 36 people accompanying them at the men's and women's national judo competition held in 2009. As a result, some athletes answered that they would take banned medical substances if it ensured their becoming gold medalists, while everyone among the accompanying people answered

that such a doping violation is unacceptable. Thus, the results suggested the importance of re-educating top athletes about anti-doping, introducing anti-doping education to a wider range of athletes, and seeking understanding and cooperation of the people around athletes with regard to anti-doping.

I 緒言

アンチ・ドーピングの理念は各国政府関係者の強い意志の表れ¹⁾でもあり、ドーピング違反行為は広く世界で禁止されているにもかかわらず、現実には一流スポーツ選手によるドーピング違反行為は後を絶たない^{2) 3)}。

著者たちは日本国内の柔道競技において、選手たちの心身の健全な発育を図ることを目的として、ジュニア世代の選手に対するドーピング防止教育を展開している。この啓蒙活動をよりよいものにするために、著者たちは柔道競技のジュニア世代の選手たちを対象としたアンチ・ドーピングに関する意識調査を実施し、彼らの意識の特徴とその問題点を明らかにした^{4) 5) 6)}。

日本国内ではドーピング違反となったアスリートは大変少ない⁷⁾が、僅かでもドーピング違反行為が行われていることは事実である。例えばオリンピックや各競技の世界大会等において、各国の代表選手もしくは強化指定選手に選ばれるような実力のある選手であれば、競技力・集中力の向上や精神的ストレスの軽減などを狙いとした目的で、禁止薬物に手をつけてしまう可能性があることは否定できない。

そこで著者たちは、柔道競技における日本のトップレベルの選手たちと、その選手を取り巻く人たちを対象としたアンチ・ドーピングに関する意識調査を実施した。本報告の目的は、選手や選手を取り巻く人たちが前述したような状況下に仮に置かれたとしたときの、ドーピング防止に対する意識の変化や問題点について明らかにすることで、ドーピング防止教育の在り方を再考することである。

II 対象と方法

1. 調査対象

本報告の意識調査は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下、全柔連）のアンチ・ドーピング委員会ならびにドーピング・コントロール部会が主催して実施した。調査対象は、2009年11月に千葉市で開催された平成21年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会に出場した選手のうち、ドーピングの競技会検査の対象となった選手42名（男女各21名）と、選手のドーピング検査に帯同した指導者やチームメイト42名であった。

2. 調査方法と調査内容

検査対象者とその帯同者が、ドーピングコントロールステーション内の待合室で待機している間に、本調査の趣旨を口頭および文書で十分に説明した。調査の実施にあたってはヘルシンキ宣言を遵守し、調査用紙は無記名で個人が特定されない書式とした。さらに、調査への参加は自由意思とする旨の説明をしたうえで、調査に対する同意が得られた選手37名（男性18名、女性19名）と帯同者36名（男性18名、女性18名）から回答された調査用紙を回収することができた。以上の調査は待合室のみで実施した。

なお帯同者の内訳は、チームメイトが30名、コーチや監督などの指導者が3名、トレーナーが

1名, 母親が1名であった。

検査対象と帯同者には, それぞれ表1と表2に示した各設問に対し回答を依頼した。どちらの調査も回答はそれぞれの選択肢より選んでもらった。

表1 検査対象に対して実施した意識調査の設問内容

設問	設問内容	選 択 肢
1	オリンピックで必ず金メダルを獲得するためには, 禁止薬物を摂取してもよいと思うか?	(とてもそう思う・そう思う・あまり思わない・絶対思わない)
2	オリンピックで必ず金メダルを獲得するためには, 違反行為が見つからなければ禁止薬物を摂取してもよいと思うか?	(とてもそう思う・そう思う・あまり思わない・絶対思わない)
3	オリンピックで確実に金メダルが獲れるならば, 5年後に確実に死ぬとしても禁止薬物を摂取するか?	(とてもそう思う・そう思う・あまり思わない・絶対思わない)
4	オリンピックで必ず金メダルを獲得するためには, 禁止薬物でなくても健康被害の可能性がある薬物を摂取してよいと思うか?	(とてもそう思う・そう思う・あまり思わない・絶対思わない)

表2 帯同者に対して実施した意識調査の設問内容

設問	設問内容	選 択 肢
1	帯同している選手が, オリンピックで必ず金メダルを獲得するためには, 禁止薬物を摂取してもよいと思うか?	(とてもそう思う・そう思う・あまり思わない・絶対思わない)
2	帯同している選手が, オリンピックで必ず金メダルを獲得するためには, 違反行為が見つからなければ禁止薬物を摂取してもよいと思うか?	(とてもそう思う・そう思う・あまり思わない・絶対思わない)
3	帯同している選手が, オリンピックで確実に金メダルが獲れるならば, 5年後に確実に死ぬとしても禁止薬物を摂取してもよいと思うか?	(とてもそう思う・そう思う・あまり思わない・絶対思わない)
4	帯同している選手が, オリンピックで必ず金メダルを獲得するためには, 禁止薬物でなくても健康被害の可能性がある薬物を摂取してよいと思うか?	(とてもそう思う・そう思う・あまり思わない・絶対思わない)

Ⅲ 結果

検査対象と帯同者に対して実施した意識調査について, 設問ごとに結果を表に示した。

1. オリンピックで必ず金メダルを獲得するためには, 禁止薬物を摂取してもよいと思うかに対する回答(表3)

この設問に対して, 「とてもそう思う」と回答した者はいなかったが, 検査対象では2名, 帯同者では1名が「そう思う」と回答した。一方, 「絶対思わない」と回答した者が最も多く, 検査対象と帯同者のそれぞれで32名であった。

2. オリンピックで金メダルを獲得するためには, いくつかの条件が付くならば禁止薬物を摂取してもいいかに対する回答(検査対象の回答, 表4)

この設問に対して、「ドーピング違反行為が見つからなければ」との条件が付いたことで、「絶対思わない」と否定した検査対象が1名減少し、「あまり思わない」と回答した検査対象が1名増加した。次に、「金メダルが確実に獲得できるという保障があるならば」との条件が付くことによって、「とてもそう思う」と肯定した検査対象が1名増加し、一方で「絶対思わない」と否定した検査対象が3名増加した。さらに、「禁止薬物でなくても健康被害のある可能性がある薬物は摂取するか」との設問に対して、「そう思う」と肯定した検査対象が3名と増加し、逆に「絶対思わない」と否定した検査対象が29名と減少した。

表3 「オリンピックで必ず金メダルを獲るためには、禁止薬物を摂取してもよいと思うか？」に対する回答結果

選 択 肢	検査対象	帯同者
とてもそう思う	0	0
そう思う	2	1
あまり思わない	3	3
絶対思わない	32	32
計	37	36

表4 「オリンピックで必ず金メダルを獲るために、次の条件が付くならば禁止薬物を摂取してもよいか？」に対する検査対象37名の回答結果

選 択 肢	各 条 件		
	違反行為が見つからなければどう思うか？	確実に金メダルが獲れるのならば、5年後に死ぬとしても違反行為を行うか？	禁止薬物でなくても健康被害のある可能性がある薬物を摂取するか？
とてもそう思う	0	1	0
そう思う	2	1	3
あまり思わない	4	1	5
絶対思わない	31	34	29

3. オリンピックで金メダルを獲得するためには、いくつかの条件が付くならば帯同している選手が禁止薬物を摂取してもよいかに対する回答（帯同者の回答、表5）

この設問に対して、「ドーピング違反行為が見つからなければ」との条件が付いたことで、「そう思う」と肯定した帯同者が1名増加した。次に、「金メダルが確実に獲得できるという保障があるならば」との条件が付くことによって、「そう思う」と肯定した帯同者はいなくなり、逆に「絶対思わない」と否定した帯同者が2名増加した。さらに、「禁止薬物でなくても健康被害のある可能性がある薬物は摂取するか」との設問に対して、「そう思う」と肯定した帯同者が1名増加し、逆に「絶対思わない」と否定した帯同者が27名と減少した。

表5 「帯同している選手が、オリンピックで必ず金メダルを獲るために、次の条件が付くならば禁止薬物を摂取してもよいか？」に対する帯同者36名の回答結果

選 択 肢	各 条 件		
	違反行為が見つからなければどう思うか？	確実に金メダルが獲れるのならば、5年後に死ぬとしても違反行為を行うか？	禁止薬物でなくても健康被害のある可能性がある薬物を摂取するか？
とてもそう思う	0	0	0
そう思う	2	0	1
あまり思わない	3	3	8
絶対思わない	31	33	27

IV 考察

本報告の目的は、日本のトップレベルの柔道選手や選手を取り巻く人たちがもつ、ドーピング防止に対する意識の実態や問題点について明らかにすることである。

検査対象のうちの2名が、オリンピックで必ず金メダルを獲得するためには、禁止薬物を「摂取してもよい」と回答した。また、帯同者のうちの1名が、帯同している選手が禁止薬物を「摂取することはよい」と回答した。アンチ・ドーピング教育を受けその理念を十分に理解し、ドーピング検査をも受けた経験のある一流の柔道選手であれば、禁止薬物を摂取することについて極めて強く否定することが理想的である。しかしながらその実態は多少異なっており、若干名でもドーピング違反行為を肯定する回答者が存在した。

数名の一流柔道選手や帯同者が、上記のような回答をした理由に関しては本報告の調査からは明らかにすることはできない。しかしながら、単に調査対象が「禁止薬物を摂取することで得られる効果」に興味をもつということ以外には、次に示すいくつかの理由が考えられるのではないだろうか。

- ①意識調査を実施した本大会において、あと一步でメダルを獲得することができなかった。
- ②意識調査を実施した本大会に何度も出場しているが、一度もメダルを獲得したことがない。あるいは、自分より強い選手が同じ階級にいて、何度対戦してもなかなか勝つことができない。
- ③あと一步で強化指定選手に選ばれる位置にいるが、なかなか選出されない。もしくはその逆で、強化指定選手から外された。
- ④オリンピックや世界大会等の代表選手に、惜しくも選出されなかった。
- ⑤オリンピックや世界大会等で、極めて悔しい敗退を強いられた。
- ⑥ワールドランキング制が導入されたことにより、今後の第一線での競技者生活に対して大変な不安感を抱いている。
- ⑦怪我や年齢、体力等を考慮すると、第一線における競技者生活があまり長くなさそうである。
- ⑧現在の競技力を衰えさせることなく、できれば今以上に向上させたい。
- ⑨今以上に強くなり、競技者生活を終えたあとでも有名であり続けたい。

数名の調査対象が、禁止薬物の摂取を肯定した理由として考えられるこれらの内容以外にもドーピング違反行為を肯定する理由はあるのかもしれない。エリート選手はドーピングに関して博

識⁸⁾であるためか、アンチ・ドーピングの理念に反する抜け道や新しいドーピングの方法、薬物を考える選手や指導者などがあるという報告⁹⁾がある。したがって、ドーピング違反行為は後を絶たない^{2) 10)}ため、世界ドーピング防止機構は、禁止薬物などのリストを毎年改訂している¹¹⁾。

本報告の調査結果においてさらに問題視すべきことは、いくつかの条件が付くことで「オリンピックで必ず金メダルを獲得するためには、禁止薬物を摂取してもよい」とする回答者がいたことである。ドーピングの「違反行為が見つからなければ」禁止薬物を摂取してもよいかとの問いかけに対し、帯同者のうちの2名が「そう思う」と肯定した。この2名の帯同者はいずれも、帯同している選手のチームメイトであった。おおよそお互いが良きトレーニングパートナーであると思われるが、「ドーピング違反行為が見つからず、チームメイトがオリンピックで金メダルを獲得することができるのであれば禁止薬物を摂取してもかまわない」とする考え方は、一流選手ではなくても誰もが抱く可能性がある本音なのかもしれない。

しかしながら検査対象のうちの1名が、「5年後に確実に命を落とす」と分かっているにもかかわらず、オリンピックで確実に金メダルを獲得することが保障されているのであれば、ドーピング違反行為に対し極めて強く肯定する選択肢を選んだ。その一方で、帯同者においてはドーピング違反行為を肯定する回答をした者はいなかった。「ドーピング違反行為を肯定する」選択肢を選んだ検査対象が1名いたという事実は、ジュニア世代の選手に対するドーピング防止教育を展開している著者たちにとっては、実にマイナスの調査結果であった。しかしながらこの検査対象は、自らの健康への被害は省みず極めて強くオリンピックの金メダリストに憧れている選手かもしれないが、アンチ・ドーピングの理念を十分に理解しているフェアな選手であることは、ジュニア世代の選手に強く示していく必要がある。また、身近な選手がドーピング違反行為に走らないためには、チームメイトや指導者などのアンチ・ドーピングに対する理解と選手への協力も重要な要素の一つではないだろうか。

さらに前述した結果とは対照的に、禁止薬物でなくても健康被害の生じる可能性がある薬物を「摂取してもよい」と肯定する回答数がわずかに増加した。この結果は、生命の危機に直結するような危険性はなく、禁止薬物にもリストアップされていない薬物を摂取することは、金メダルを合法的に獲得することができるだろうという意思の現れなのかもしれない。しかしながら、この行為はドーピング違反行為と同様に歓迎される行為ではなく、選手はより健全な競技者生活を送るべきである。

ドーピング違反行為やパラ・ドーピング行為は、フェアなスポーツ精神に反する極めて卑劣な行為であることはいうまでもない。日本国内ではドーピング違反は大変少ない⁷⁾と報告されているが、著者たちを含めてドーピング防止教育に携わる人々は、ジュニア世代の選手のみならず、より幅広い層の選手を対象とした防止教育や、一流選手に対するドーピング防止のための再教育の在り方について熟慮すべきであると考えられる。

V 総括

著者たちはこれまでに、柔道競技におけるジュニア世代のアンチ・ドーピングに対する意識の差の解消と、ドーピング検査に対して消極的な意識を持たせないための防止教育の重要性、ならびにアンチ・ドーピングの理念に対する指導者や保護者の積極的な理解や情報収集が重要であることを指摘してきた。これらに加えて、一流選手に対するドーピング防止のための再教育と、よ

り幅広い選手層に対する防止教育の導入, 選手を取り巻く人たちのドーピング防止への理解と協力が重要であることを提案する.

謝辞

本報告の調査を実施するにあたり協力いただいた, 全柔連の竹村誠司氏, 金野洋祐氏, ならびに全柔連ドーピング・コントロール部会の佐藤展将氏, 小沼由起氏, 徳本恵美子氏, 坂元孝子氏に深謝する. また, 有益なご助言をいただいた明治大学の春日井淳夫教授, 神奈川工科大学の松尾崇教授, 高橋勝美教授に深謝する.

なお本報告は, 神奈川工科大学2009年度~2011年度重点配分の助成を受けて行われたことを付記する.

参考文献

- 1) 河野一郎ほか編: JADA Japan Anti-Doping Guide Book 2007. 財団法人日本アンチ・ドーピング機構発行, 東京, 2-23, 2007
- 2) KREMENIK Michael. et al.: A Historical Timeline of Doping in the Olympics (Part III 1989-2006). *Kawasaki J. Med. Welf.*13 (1): 1-20, 2007
- 3) 長尾愛彦: アンチ・ドーピングスポーツとくすり一. 熊日出版, 熊本, 1, 2007
- 4) 渡辺紳一ほか: 柔道ジュニアブロック合宿における中学柔道選手を対象としたアンチ・ドーピングに関する意識調査. *日本臨床スポーツ医学会誌*18 (1), 20-26, 2010
- 5) 渡辺紳一ほか: 中学柔道選手のアンチ・ドーピングに関する認識度と, 指導者および保護者に対するドーピング防止教育の必要性について. *講道館柔道科学研究会紀要*13, 41-47, 2011
- 6) Shin-ichi Watanabe, et. al.: Awareness of anti-doping issues among junior high school Judo players and importance of early introduction of anti-doping education and prevention. *Research reports of Kanagawa Institute of Technology. A-36*: 5-10, 2012
- 7) 鈴木秀典: 特集 アンチ・ドーピングのための頻用薬の知識 総論禁止表. *臨床スポーツ医学*25 (5), 421-425, 2008
- 8) Chester N. et al.: Over-the-counter drug use amongst athletes and non-athletes. *J. Sports Med. Phys. Fitness.* 43 (1): 111-118, 2003
- 9) 伊藤慎之: 汚染の進むスポーツ界, ドーピングの現状. *兵庫県医師会医学雑誌*41 (3): 151-156, 1999
- 10) 長尾愛彦: アンチ・ドーピングスポーツとくすり一. 熊日出版, 熊本, 1, 2007
- 11) 大石順子: 「うっかりドーピング」を防ぐために. *治療*91 (8): 2110-2113, 2009